

		<p>舎等の 工事に 係るも の b a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>					<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>
		<p>15 同規則第40条の 2第1項及び第2 項の規定による工 事の施工の一時中 止 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建設工事 に係るもの (イ) 管理 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係</p>					<p>東部総合事務 所長</p>

			<p>合事務 所及び 日野總 合事務 所の所 管区域 に係る もの</p> <p>□ 設備工 事に係 るもの</p> <p>(イ) 工 費が6,000 万円以 上の工 事に係 るもの</p> <p>(ロ) 工 費が6,000 万円未 満の工 事に係 るもの</p> <p>a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p> <p>b a以 外のも の</p> <p>(a) 東 部 總 合 事 務 所 及 び 八 頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(b) 中 部 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(c) 西 部 總 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>		<p>所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>
		<p>22 同規則第48条第 21項の規定による 天災その他の不可 抗力による損害の 状況の調査及び確 認</p> <p>(一) 営繕費に係 る本庁舎等の工 事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外の もの</p> <p>(1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 に係るもの</p> <p>(2) 中部総合</p>			<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務</p>

	事務所に係るもの (3) 西沼総合事務所及び日野総合事務所に係るもの							所長 西沼総合事務所長
23	同規則第9条第1項の規定による設備図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部							東部総合事務所長 中部総合事務所長 西沼総合事務所長 東部総合事務所長

									西部 総合 事務 所及 び日 野総 合事 務所 の所 管区 域に 係る もの	所長
26	同規則第7条第 3項の規定による 増加費用の負担の 決定	(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの	(二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの	(1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の	(2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の	イ 建築工事 に係るもの	(イ) 管轄 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの	(ロ) (イ) 以外のも の	a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	東部総合事務 所長
									b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	中部総合事務 所長
									c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	西部総合事務 所長
									ロ 設備工事 に係るもの	
									(イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの	
									(ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの	
									a 管轄 費に係 る本庁 舎等の 工事に	

								係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のもの a 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの b 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの c 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの					中部総合事務 所長 西部総合事務 所長 東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
								29 同規則第00条第 21項の規定による 前金払に係る認定 (一) 営繕費に係 る本庁舎等の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの (2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの (3) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に 係るもの					東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
								30 同規則第01条第 21項の規定による 請負代金の前金払 (一) 請負対象設					

	計金額が2億円以上の工事に係るもの								
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								
	(1) 建設工事に係るもの								
	イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの								東部総合事務所長
	ロ イ以外のもの								
	(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの								
	(ロ) 中部総合事務所等の所管区域に係るもの								中部総合事務所長
	(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								西部総合事務所長
	(2) 設け工事に係るもの								
	イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの								
	ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの								
	(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの								
	(ロ) (イ)以外のもの								
	a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの								東部総合事務所長
	b 中部総合事務所等の所管区域に係るもの								中部総合事務所長
	c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								西部総合事務所長
31	同規則第66条第1項の規定による工事の出来形等分の確認								
	(一) 営繕費に係る本庁舎等の工								

									総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの 所長 西部総合事務所長
34	同規則第39条第11項及び第70条第11項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの 口 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の							東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	

